

剣道・居合道・杖道 称号・段級位審査細則及び 居合道称号段位審査実施要領改定 (令和2年3月5日から施行)

■剣道称号・段級位審査規則 (太文字が追加文章)

p8 細則 (新) 追加

第8条 審査員は、規則第9条の責務を全うするため、その公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。また、審査員は、審査員を委嘱されたことを口外してはならない。

p22 細則 (新) 追加

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和2年3月5日から施行する。

■居合道称号・段級位審査規則 (太文字が追加文章)

p4 細則 (新) 追加

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和2年3月5日から施行する。

p6 居合道称号段位審査実施要領 (新) 追加

(5) 審査は通常年1回実施する。

※居合道委員は原則として審査員候補者から除外する

p8 居合道称号段位審査実施要領 (新) 追加

6. 居合道委員は原則として審査員候補者から除外する。

■杖道称号・段級位審査規則 (太文字が追加文章)

p4, p6 細則 (新) 追加

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和2年3月5日から施行する。